

令和6年6月10日 6月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告一覧表の順序により行います。

最初に、8番議員 石井大輔議員の質問を許可します。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

8番石井大輔です。通告に従いまして一般質問を行います。中学校の部活動についてです。昨年ぐらいからよく耳にするようになりましたが、中学校の部活動がなくなり、クラブチーム化されていくと聞きました。率直にお尋ねいたします。本当に部活動はな

くなるのでしょうか。よろしくお願いします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

文部省の計画によりますと令和7年度までに部活動を地域に移行するというふうな話  
は出ておりますけども、それが100%になるというふうなことは考えておりませ  
し、今のところ教育長会等々で話をしていると、毎日指導できる発達段階に対応した技  
術力や生徒指導力を有する外部人材がなかなか確保しづらいというふうなことで  
す。この先、地域に完全移行というのは難しいのではないかとこのように考えており  
ます。なお、教職員によります兼職兼業というのはもう提案されておりますので、どう  
してもできないような部活動に関しましては、希望する教職員が兼職兼業をしていくよ  
うになるというふうに考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

今、教育長のほうから全部が地域のほうに移るのは難しいというお話がありました  
が、スポーツ庁のほうも徐々にではあります移すようにというふうに示されてお  
ります。その中で少子化、そして教職員の働き方改革を軸に始まった施策だと思  
いますが、本町の部活動の地域移行について具体的にこのようにしていこうとか、  
そういうふうな方向性ってというのは何か決まっていますでしょうか。よろしくお  
願いいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

今のところは、宮若市等々近辺の状況等を見ていながら検討していくようには考  
えておりますが、現在18の中学校には部活動がありますので、そのようなクラブチ  
ームが果たして鞍手町に全部できるかというふうな検討をしていながら、人材確  
保に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

それではまず休日の部活動のほうを恐らくその地域クラブ活動にというふうに出  
ていきましたが、なかなか人材の確保というところで難しい部分もたくさんある  
と思います。その中で仮にその人材の確保、または休日のクラブチームへのお願  
いになると料金等の支払いが発生してくると思います。今まで無料又は低廉で  
出来ていた部活動でしたが、部費のほかに、受益者負担が出てしまった場合、  
その負担ができないために、部活動から遠ざかるようなことがないようにし  
なければならぬと考えます。そのため、地域クラブ活動に力を入れるクラブチ  
ームがあった場合、支援等の取組があるのか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

部活動が地域に移行した場合の支援等につきましては、町執行部と協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

部活動の地域移行といっても受皿となるスポーツクラブやクラブチームがなければなりません。もし新設する場合は、道具の購入や倉庫の確保、活動場所の確保などが必要になります。スポーツ庁では、令和5年から令和7年までの3年間を改革推進期間としています。本町においても、意見交換会を実施、部活動改革検討委員会を立ち上げる必要があると思います。そのような計画があるのかないのか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

先ほども申し上げましたように、近隣の市町を見ていきながら参考にしていって今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

そのような声もとても大切だと思いますが、そのほか外部コーチ、そしてあとPTA保護者の声もぜひ聞いていただきたいと思います。その中で話し合うのには、やはり教職員の働き方改革、そして地域指導者の確保、活動場所の確保、地域指導者の研修、そして費用負担などの在り方など話合いで決まることがたくさんあると思います。ぜひ立ち上げていただきたいと思います。

令和6年1月に開催された、令和5年度都道府県指定都市教育委員会、管理指導事務主管部課長会議の内容を見ると、スポーツ庁は部活動の地域連携や地域スポーツ、文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備として、令和6年度予算額32億円、令和5年度補正予算額15億円、合わせて47億円の予算がついていると説明しています。内容は大きく3つあり、1つ目が地域クラブ活動へ移行に向けた実証実験に27億円、2つ目に、中学校における部活動指導の配置支援に18億円、3つ目に、地域指導における新たなスポーツ環境の構築などに3億円とあります。このような予算を鞍手中学校の部活動にしっかり活用していただきたく思います。そして部活動にはスポーツ部のほか文化部がございます。部活動の種類によって地域クラブがない場合、どのような対応になっていくのかお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

文化関係におきましては、現在も中学校のほうでは指導員のほうを雇っております。和太鼓部のほうも、月に2回でございますが指導者が入っております。毎日指導するということは、なかなか指導者を見つけるのが難しゅうございますので、先ほども言いましたが、教職員の兼職兼業をせざるを得なくなるのではないかというふうに考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番(石井大輔君)

確かにその兼職兼業という部分で、絶対的に必要になってくる部分だろうなと思います。もし、仮にクラブチームを新設したとして、鞍手中学校にも部活動に熱心な教員の方もたくさんおられます。そんな教員の方がクラブチームに行き指導するというようなこともあると思いますが、その場合にはお給料が発生したり、そういうこともあるかと思いますが、熱心な教員の方からの申出による兼職兼業になるとと思いますが、その場合ってというのは、許可というのはされるということによろしいのでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長(外園哲也君)

教職員の兼職兼業が認められる予定になっておりますので、許可は教育委員会のほうで出せると思いますが、しかしながら、ある程度の基準を決めていかないと勤務時間がおおよそ4時40分です。生徒が下校するのが4時30分です。4時40分に終わったからすぐ部活動、地域クラブのほうに行くというふうになりますと、なかなか学校運営が難しくなりますので、そういった面を考慮して兼職兼業を認めていくというふうな方向になると思います。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

#### ○8番(石井大輔君)

教育長がおっしゃられるように国のほうもサービスを監督する教育委員会の許可を得た場合、兼職兼業を行うことが可能であるというふうに明記しております。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。そして鞍手中学校では、現在でも部活動によっては、教員顧問のほかに外部指導をしていただいております。外部指導員になるための条件、年齢、そしてまた部活動によっての人数、報酬等をお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長(外園哲也君)

外部指導員の条件でございますが、鞍手町部活動外部指導者に関する規則第2条に、外部指導者は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ学校教育に関する十分な理解を有するものと規定されております。年齢や人数については制限を設けておりません。報酬につきましては1時間1,600円で予算の範囲で報

酬を支払っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

ということは年齢の部分ですが、例えば高校生のアルバイトでも大丈夫なのか、それとも大学生だったら報酬のほうをお支払いできるのか。そしてまたあと人数も多い部活、少ない部活ありますが、指導したいという熱心な思いを持たれた方が申し込まれてきた場合には許可をするのか。そして最後に報酬の部分ですが時給1,600円、これの上限等あれば教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

年齢制限のところでは高校生・大学生という話が出ましたが、第2条に専門的な知識技能を有し、かつ学校教育に関する十分な理解を有するものと規定されておりますので、そのところは面接等を行っていきながら考えていきたいというふうに思っております。予算につきましては、今のところ1,600円の3時間の35週、20人で予算を組んでおりますので、現在のところは336万円という予算組みをしております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

報酬のほうはそういうふうな計算になるんだなと考えたら、336万円ということで、それを皆さんで分け合うっていうふうなイメージになるんだと思います。あと先ほども聞いたんですが、人数のほう例えば、5人に対して1人とか、何か20人に対して1人とかそういうふうな基準というのはあるのでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

今のところ基準は設けておりません。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

人数に上限を設けてないということなのですが、仮に地域クラブへ移行した場合を考えると地域クラブに移行するのが難しい場合も考えると、外部指導員の増員、そして、報酬の見直してというのが必要になってくると思うんですが、人数が増えれば、当然、支払いの額336万円を皆さんで分け合うというふうな形になると、ものすごく低くなって、それこそ1か月にもらえる賃金というのがもう1万円を切ってしまうということにもなりかねないと思うんですが、その辺の見直し等を行う必要があると思いますけどうお考えでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

今後、増えるようなことがございましたら、町執行部と協議をしていきながら、1人当たりの時給等々は守られるように考えていきたいというふうに思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

今、教育長から説明を頂きまして大体的内容は把握しました。しかしながらやはりお金のかかることで、そこは町長にもお尋ねしたいのですが、前回私が一般質問の中で子育て支援のお願いをしたときに、やはり子育て支援にはもう今、かなりの金額をかけているため、すぐには難しいということで答弁頂きました。その中で、今からこうやって中学校の部活動が改革の時期に迫っております。町長として、もしそういうふうに進んでいく中で、必要なお金の要望があったときには出せるのでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

中学生のスポーツ及び文化に関する国の施策について、これからの恐らく令和7年度までに、いろいろと大きく変化をしていくことと思います。今、石井議員よりも説明がありました。私自身も子どもの教育、育成については、鞍手町にとっても非常に重要なことというふうに考えております。そしてまたスポーツにしても文化にしても、子どもが成長する過程においては非常に重要な一つの要素であるというふうにも考えております。そしてまたこれから先、小学校も統合していくこともありますので、石井議員が言われるように、中学校の文化体育については、力を入れていきたいというふうにも考えております。しかしながら当然、予算がありますので、全体の予算の範囲内で教育委員会と相談しながら考えていこうというふうに思います。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番 (石井大輔君)

ありがとうございます。成り手不足の観点からも、やはり報酬の部分としっかり定め、少しでもやってみたい、教えてみたいという方が増えていただけることを心強く望んでおります。本当に答弁頂きありがとうございます。

本当に教員の長時間労働の是正ができる一方、経済格差によって機会を奪われる可能性があるのではないかと、そのように考え質問させていただきました。義務教育課程で経験することは、今後の人生の中で大きな基盤となり、郷土愛にもつながってくる大切な時間です。子ども達一人一人にとって、そして家族にとっても思い出となっていたきたいと思っております。地域の子どもは地域で育てる。鞍手中学校の歴史を大切にしていきたい

と思います。以上で一般質問を終わります。

**○議長（的野信之君）**

以上で、石井大輔議員の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川 亮議員の質問を許可します。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

**○4番（宇田川 亮君）**

4番。通告に従い3点について質問いたします。まず1点目は、小中学校体育館のエアコン設置についてです。現在、小中学校体育館には単に学校の授業等の目的のみに利用されているだけではなく、避難所や社会体育施設としても広く利用されております。しかしながら、小学校6校が1つに統合されようとしている中、体育館の利用だけは継続してほしいといった声が多く聞かれています。そこでお尋ねをいたしますが、小学校統合後の体育館の利用についてどのように考えているのかお答えください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

**○教育長（外園哲也君）**

小学校につきましては、令和10年4月を開校予定としている6校を1校に統合する計画を進めております。剣南小学校敷地に整備予定の統合校の体育館につきましては、引き続き社会体育などの利用に対して地域開放する計画であります。また、昨年度、社会体育の6小学校の使用状況を調べたところ、中学校と統合されました小学校の体育館で運営は可能であるというふうに考えておりますので、この小中学校の体育館の使用で社会体育の使用は現在のところの数でいえば可能ではないかというふうに考えております。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

**○4番（宇田川 亮君）**

本当にダブらなくて可能ですか。実際、剣北小でもほとんど毎日のようにいろいろ使われてあると思いますけども、土日もそうですね。体育館ですよ。それをほかの小学校でもあるんじゃないだろうかというふうに思いますけども、本当に今の状況でダブらなくて、例えば小学校の青少年の、例えばミニバスとか空手とか、大人のバレー、ソフトバレーとかいろいろ使われてありますけども、そういうのがダブらなくて使えますか。もう一度お答えください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

**○教育長（外園哲也君）**

昨年度調べましたところ恒常的に使われている団体名は7つあります。臨時で使われているところが5つございます。曜日等を見ていきますと、新しい小学校はバスケットにしますと2面使えますので、中学校のほうの2面、小学校のほうの2面合わせまして

4面ございますので、昨年度の使用状況によりますと可能であるというふうに考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

例えば夕方とか土日とか中学校の体育館使えるんですか。ほかのところ部活動とかはしてないんですか。教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

小学校については放課後になりますので時間制限はございませんが、中学校のほうは部活動が終わった後というふうに考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

そういうのも含めて、時間帯も含めて間違いなく今までどおり利用できるというふうに受け止めておいていいですか。間違いはないかどうか確認してください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

使用回数を調べておりますので時間帯については調べておりませんので、中学校の部活動が終わるのが大体7時から7時半になりますので、それからの使用になりますから、そこで使えないところが出てくる可能性も遅く始めればできるけれども、早い時間帯だったらできない可能性がある団体が出てくるかもしれません。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

それじゃ最初の答えと違うじゃないですか。使えないところが出てくる可能性があるという教育長答えましたよね。今までどおりできないことになるという可能性が多々あるんじゃないでしょうか。例えば、剣北小学校では土日朝から体育館使っていますよ。そういうのも間違いなく小学校それから中学校等で新しい小学校と中学校の4面で使えるというふうに確認しとっていいんですか。そこをきっちりやってもらわないと。せっかく今、青少年の健全な育成のために尽力されてある方、それから地域等、もうやる気がなくなってできなくなるというようなことも考えられますので、その辺をきちんと確認した上での答弁を求めます。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

昨年度の実績でいきますと、土曜日練習しているのは剣ミニバスケット、午前中アクアマリン、午後鞍手GⅢというふうになっております。2面あれば、午前と午後とそれ

と鞍手GⅢが1日したとしても、小学校の体育館だけで使用可能だというふうに思っております。日曜日に関しましては、鞍手GⅢが1件だけでございますので、大丈夫ではないかと、増えない限りは大丈夫であるというふうに思っております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

では、町長にもお尋ねしますが、現在避難所としても使っていますよね南小の体育館も。それから以前何年か剣北小の体育館も避難所として活用したことがあります。それから、選挙の投票所として活用しています。この辺についてはどういうふうに考えてあるのでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

本町においては令和2年以降、体育館を避難所として開設したことはなく、今後小中学校の体育館を避難所として開設した折には、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、避難所衛生環境対策事業として購入したスポットクーラーを活用できると考えております。また今先ほどご質問の投票所についてはですね、今後これからの公共施設の在り方について検討する課題の中の一つだと考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

そしたら町長も教育長も、今後、社会体育施設としての体育館の利用というのは、もう今で頭打ちということで考えてあるんですよ。これ以上増えてもらったら困るということですよ。新しくチームができた、利用がしたいとか臨時のところもそうですが、そういうのも含めて利用制限がかかってくるというふうに考えていいんですよ。お2方とも、今後そういった青少年のスポーツを増やすという気持ちはないというふうに理解してしまうんですけども、その点についてお答えください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

その点につきましては中央公民館の体育館もございますので、制限をするという考えは教育委員会としては考えておりません。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

中央公民館の体育館も現在使っているでしょ。それも調べた上のことですか。どのくらいの空きがありますか。そういうのも調べてありますか。そういうことをちゃんと調査した上での答弁でしょうか。もう一度お願いします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

数等は調べておりませんが新規にできるような場合は事前に予約等をとって確保していきたいというふうに思っております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

いやでも、最初からもう廃校になった小学校の体育館については、使用しないという前提からの答弁でしょ。町長もそういう気持ちですよ。もう体育館自体はもう使用しませんよと。統合後はそういう考えですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

公共施設等の今後につきましては、公共施設の在り方について検討していくようにしておりますので、体育館を今後、宇田川議員が言われるように絶対に使用しないとか、全てを使用するとか、そういうふうなことは、今後協議をしていくこととなります。ですから、私に先ほどお尋ねにありました避難所につきましては各小学校の教室に令和2年からエアコンが設置されておりますので、まずは校舎のほうに避難をしていただくということで考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

まずはって統合後の話のことをされて、現在は別に今使用されてあるから、全然統合後の話です。小学校統合されたら廃校になるじゃないですか。教室も今エアコンがついていますが、そこはもう使えませんかという考えじゃなくて、そこを避難所として使うということなんですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほど言いましたように投票所にしましても、避難所にしましても、これは今後公共施設の在り方について検討していくということです。ただ鞍手町の人口規模に対しては、公共施設は過剰であるというような調査結果もありますので、非常に難しい問題でありますし、各地域性、また地域のコミュニティーの観点からも、公共施設の在り方については十分検討する余地があるというふうに考えておりますので、今後、小学校統合もされることでもありますし、公共施設の配置については検討していくということです。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

今、使用されている利用状況も、ぜひ見ながら全部使えませんかということありきではなくて、今、町長答えられましたけれども、今後の公共施設の在り方の中で、ぜひ前向きにて検討していただきたい。今利用されてあるところもね。この意見を聞くというような姿勢でやっていただきたいというふうに思います。それで、通告には出していませんでしたけれども、先日、町長、文科省へ小学校統合について、何か陳情に行ったというふうにお聞きしたんですけれども、その中身がどういう中身だったのか。陳情の内容について、今度、統合小学校ができたときに、町民体育館使うようにはなるんですかね。自分はそういうふうにとちょっと考えたんですけど、体育館がないんで、授業に屋内運動場使うんだったら、隣の町民体育館を使うんじゃないかと。いうふうに考えたんですけれども、そのための、町民体育館の空調設備、要望も含めて陳情の内容にあったのかどうか、ていうのをちょっと。教えていただきたいというふうに思うんですけど。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

町民体育館、要するに鞍手町の中央公民館の横にある町民体育館のエアコン設置についての要望はしておりません。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

次に。令和5年7月31日付の事務連絡において、熱中症対策を一層推進するために、避難所における空調設備の設置を検討するように依頼が来ております。このため政府は、緊急防災減災事業債や、学校施設環境改善交付金と過疎債との併用などの財源手当ても示してきています。この財源は、現在のところ、来年度までとなっていますし、熱中症対策とともに、避難所や社会体育施設としての利用もあることから、早急に小中学校へのエアコン設置を行うべきと考えますが町長の町長教育長の答弁を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほど宇田川議員の質問にありますように、内閣府より令和5年7月31日付け発出の避難所における空調設備の施設等についての依頼文書が町のほうにも来ておりまして、避難所における熱中症対策として空調設備の設置等を進めていくことが必要である等が明記されており、対象設備、事業の補助金の関係資料等も添付されておりますことは承知をしております。先ほども言いましたように、避難所につきましては、現状では令和2年度に校舎にエアコンを設置しておりますので、校舎のほうに避難をしていただくというふうに考えておりますし、体育館を使用する場合には、スポットクーラーを配置するというふうに考えております。ただしかしながら、有利な財源があるということでありまして、体育館にエアコンを設置する場合は、体育館に断熱性があること

が要件とされております。この断熱性確保のための工事が必要であるということにもなりますので、ただただエアコンを設置するだけの費用だけじゃなく、体育館そのものの断熱性のある体育館に改修する必要があるということにもなりますので、かなり多額の費用を要するということになりますので、そういうことです。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

確かに例として体育館空調設置に伴う断熱性確保工事についてというのもありますけれども、実はここまでなくていいですという話を聞いています。断熱性がアップするということの工事をしたというのがあれば、大丈夫ということも聞いています。なのでここを逆手にとってね、工事費が物すごくかかるからっていうふうには考えないで頂きたい。そこはぜひ、お調べ頂きたいというふうに思います。避難場だけではなくて。その事務連絡の中にも、気候変動適応法及び、独立行政法人、環境再生保全機構法の一部を改正する法律、改正、気候変動適応法に基づく熱中症対策実行計画が閣議決定されたというふうにも述べられております。これは避難場だけに求められるものではなくて、現在、小中学校、公立高校も含めてですけれども、実際体育祭自体を外で行わずに屋内でやろうという流れも今出てきているわけですね。体育祭だけではなくて、普段の、例えば30度以上ですかね、運動場では体育の授業を行わないとか何かいろいろあるじゃないですかそういう基準が、その場合に、屋内体育館ですることができるわけです。だけど、体育館自体が、やっぱり暑すぎて授業ができない。教育改善を教育の環境を改善するためにもこれが必要というふうに言っているわけ。だから、学校改善云々かんぬん交付金というのがあるわけで、これと過疎債併用すれば、町の持ち出しは15%で済むわけですよ。そういうのも含めてね。現在の、もう、去年より今年のまだ暑いっていうふうには言われていますよ。夏はだったら、子ども達の教育環境を改善するためにもね、エアコン設置するべきじゃないだろうか。せっかくこういう財源手当てがある中で、今やっておくべきじゃないかというふうに思いますけど、もう一度答弁お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長 (岡崎邦博君)

学校施設環境改善交付金があると。そしてまた地方債も使えるというようなことでもあります。先ほど言いましたように私が答弁しましたように、資料の中では、やはり断熱性確保のための工事も必要ということで述べられておりますので、宇田川議員は、そうじゃなくてもっとしたように、簡便な工事で済むってというような話をされていますので、それはまず、調査が必要かなど。実際にそうなのかどうなのか、ここではまだ、私も確認がとれておりませんので、確認する必要があるかなというふうに思いますと同時に

に、学校施設環境改善交付金も、これはやはり国の予算が決まっております、今度、先ほど宇田川議員が言われましたように、要望活動に行った際も、なかなかこれが全て予算どおりに取れるかどうかというのも定かでないために、要望に行き、きちんと基準どおりに出してほしいという要望活動を行っております。したがって、一応計算上は出るというふうにはなっておりますけれども、実際にこれを実施するというところで、鞍手町が予算計上した場合に、言われるような交付金が100%出てくるかどうかは実は分からない状況です。そういった色々な条件の中で、今、宇田川議員が言われるように、子どもたちの体育をする環境をどう整えていくかということについては、教育委員会との協議を重ねていく必要があるかなというふうに思っています。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

町長。これ内閣府は出した資料でしょ。町長もってあると思いますけれども、それが100%出るかどうか分からないから予算づけできませんとかねそんな話じゃないですよ。じゃ何を信用してから町政運営していけば行けばいいんですか。もうそこはね、きちっともう政府自体が閣議決定までやってね、こうやりますよと。しかも予算そんなに使われてないですよこれ。緊防債にしても、緊防債いくらですかもう、令和4年度で8%しか使われていません。市町村だけでいえば5.4%、全体のこれはね、要望に行くべきことかなと。国が示してね、こういうふうに、気候変動法も変わったし、熱中症が大変だから、教育環境も改善しなさいって避難所も改善しなさいっていうふうに財源手当までやるんだしたら、町長がここでいやそれをもたらえるかどうか分かりませんから、予算つけませんとかね、そういう答弁にはならんじゃないですかね。そこはね、今の小中学生のことをまず第1に教育改善を、まず第1に考えてね。やっていただきたいというふうに思うわけですよ。そのために尽力し調査もしてもらいたいし、尽力もしてもらいたい。ただ、今現在でいうと来年度までしか、まだ予算ついていません。今後、これがなかなか進んでいけませんので、もっとこう国のほうは押し進めるかもしれませんが、一応今のところではもう来年度までというふうにもなっていますし、今からちょっといろいろ協議してどうのこうのじゃなくてね、これはもう早急にやるべきですよ。中学校の体育館にしる、新しい体育館ですけども、空調設備ないでしょう。ただね、今、宮若では空調設備があるわけですよ。そしたら、中体連の大会とかいったらもう鞍手中学校新しいけど敬遠されるわけですよ空調設備がないから。そういうことになっているんですよ。ですから、今の中学校の体育館も含めて空調設備を、ぜひ今財源手当があるうちにやっていただきたい。いう要望しているわけです。もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

これについても、教育委員会と当然ながら協議が必要というふうに思います。ただ今宇田川議員の言われるように、鞍手中学校の体育館につきましては、屋根は耐熱になっているというような話を聞いております。そしてまた、耐熱の暗幕もありますし、中学校の体育館については耐熱使用ということになっているかどうか分かりませんが、宇田川議員が言われるような簡便な耐熱にはなっているというふうな可能性は多分にあります。したがって中学校の体育館につきましては、中学校はもう統合したわけでもありますし、今後ともあそこで中学校は運営をされていきます。したがって、教育委員会と協議をしながら、これについては早急に考えていきたいというふうに考えております。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

中学校は耐熱の工事が要らないから、早く考えていきたい。統合小学校についてもね。これは、空調設備やるようになっているんですかね、それについて、お答えください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

統合する小学校の体育館につきましては、空調設備を整備する予定としております。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

それが令和10年4月開校でしょ。そしたら、あと4年ですよ。4年の間、今の子ども達はずっと我慢していかなければいけないのか。そのうち熱中症になる子ども達が、何人も出てくるのではないかとか、外での運動、体育の授業ができない状況が、ずっと続くんじゃないだろうとか、教育に関してもちよっと危惧する部分があるわけですよ。先ほどの社会体育施設の利用状況も含めてね。今ある体育館も是非考えていただきたいというふうに思うわけです。だから、先ほど町長、中学の体育館については整備の方向で、今からちょっと協議していますみたいな話をされてありましたけども、してないですかうまいこと逃げたつもりですかそれ町長。中体連の大会もね。ほかのところでもやられるわけですよ、鞍手町。そしたら鞍手町にやっぱり人が来ないんですよ。そういうのもも含めてね、やっぱり全体的に考えてやっていただきたいと。ぜひ町外からも人が来るように、鞍手町こんな体育施設やいろんな環境が整備されてね、いいなあと、鞍手町に住みたいと思われるような環境にしてください。答弁をお願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

中学校の体育館の空調設備については、宇田川議員が決まったようなことを言われましたけど、今後早急に教育委員会と協議をしていくということですので、ここですぐもう決まったとか決まらないとかというような答弁ってということではありませんのでその辺はご理解をお願いします。そしてまた、鞍手町に、やはり住んでもらってほしいというのは私自身ずっと思っております。それで野球等は鞍手町の中学校にグラウンドがありますので、大会とかは鞍手町でされているということは聞いたことがあります。そしてまた、体育館についても、中央公民館等を使って、色々な協議が鞍手町で行われているというようなことは聞いております。そういったことで、今、宮若のほうで、体育館の今、空調施設のある体育館があるということで、今、宮若のほうにいつていることがあるかもしれませんが、その辺は私自身に確認をしていませんので、ごくごくここ1、2年の動きについては承知をしておりますが、宇田川議員が言われるようにできれば鞍手町の施設を使って、中体連等の大会が催されることは私自身も望んでおることでもあります。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

小学校の体育館についてのお答えはありませんでしたけれども、それも聞いたんですけどね。現在の残された子ども達をどうするのか、4年後、4年しかないと言えそれまでですけども、4年間今の環境でやっていかないといけない。外で体育の授業ができない日は屋内の体育施設ですとか、いうこともしないといけませんけれども、そこに空調設備がないために、またその屋内でしたとしても、やっぱり熱中症になる可能性も出てくるんじゃないかというふうに思うわけです。だから、今の小学校、中学校の子ども達の教育環境も早急に改善するべきではないですかと。そこも前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

小学校の統合につきましては今令和10年4月を目途に統合を進めているということです。それまでに4年あるということですけども、少なくとも今ある6校の小学校は4年後には1度廃校になります。そういったことから多額の費用をかけて、4年後に廃校になる小学校に対しての体育館にエアコン設置が、自治体として許されるかどうかというのは、先ほども社会体育での利用だとか、または避難所の利用だとか、または投票所での利用だとか、いろいろなことで、今後、先ほども言いましたように、公共施設の在り方を考えていかなければならないということもあります。そういったことから、多額の費用をどのようにして、その公共施設の今後の在り方とともに考えていくかってい

うことは、今後内部の中で協議をする必要があるというふうにも思いますが、今ここですぐに、4年後4年間の小学校の子どもさん達の体育事業に関して、私自身も、この気候変動の中での、夏場、または夏にならなくても、暑いこの時期でもありますけども、懸念はするところではあるんですが、やはり財政状況も含めた中で考えていくということも必要でもありますので、今後の公共施設の在り方の中で検討するということになると思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川 亮君)

だから最初に、小学校の体育館の利用状況について聞いたわけですよ。そしたらね、子ども達の体、体育館のもちろん教育界環境の改善も必要ですけども、利用頻度の高い体育館だけは残すとかね、今後の公共施設の使用の在り方にも関わってくるわけですけども、それについて早く結論出してね。やるべきじゃないですか。私としては全小学校に空調設備やってほしいというふうにも思いますけれども、そこは行政の考え方として、もう廃校になるのに全部つけるのはいかなものかっていうふうに町長言われましたけれども、今後も利用の価値のある体育館なりについては、やっぱり空調設備すべきだろうというふうに思いますよ。だって、今後の公共施設の利用をどうするかまだ結論出てないでしょ。町長ちょっと遅いんですよ。だって剣南小学校のトイレの洋式化のことについてもですよ。3月議会で言ったらもう6月議会で決定して夏休み工事して云々すれば早いのに、9月議会まで待たしたでしょ。それからの工事になってくるんで、もう一步遅いんですよ。もうちょっと早くね、教育環境の改善については特に、もう早め早めにぜひ決断していただきたいというふうに思います。あんまり、答弁変わりませんので、次行きますけども、ぜひ前向きにご検討ください。

2点目に入ります。町長は本定例会の開会日冒頭に、ごみ処理施設の整備について、行政報告をされました。この問題については、じん芥処理組合の課題ではありますが、町民生活の根幹に関わる問題でもありますので、あえて質問をさせていただきます。

まず一つ目に、候補地の選定場所についてです。選定場所を、今7か所から2か所に絞ったという報告がありましたが、どことどこなのか、答えられる範囲でお答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

今、宇田川議員も言われましたとおり、宮若市外二じん芥処理施設組合は、地方自治法の第1条の3、第284条で定められた特別地方公共団体であり、他団体の動向について本町としてお伝えできることには制限がございます。その中で報告できる内容につきましては、今議会の冒頭にて行政報告をさせていただきました。行政報告で報告いた

しましたように、候補地は2つに絞られているところですが、今後候補地となる地区との協議も控えており、候補地の選定場所については、非常にセンシティブな問題も含めておりますので、これ以上の回答は控えさせていただきます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

恐らくそうだろうというふうに思いましたけども、ということは、やっぱり民地が絡んでいるわけですよね。宮若市の土地だとか、鞍手町の土地だとか、保有している土地に建てるのかことではないんですよね。民地が絡んでいるということでしょうか。そのぐらいは教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

それにつきましても、お答えは控えさせていただきます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

現在のくらしクリーンセンターについては、条件があると思うんですよね。今のRDF処理施設しかできませんよというような、たしかそういう契約の条件がはいつていたと思いますけれども、候補地になったところもそういう条件が付くんじゃないかと思えますけれども、そういう条件についても何か話はされてあるんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

今のところはまだそういう条件はありませんので、まだ協議も行っておりませんのでその辺についても、控えさせていただきます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

分かりました。

次に新たな可燃物のごみ処理施設の方式についてなんですけれども、どういう処理方式を行うつもりなのか。お答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

行政報告でも報告させていただきましたが、可燃ごみ処理施設につきましては、新規建設する方向で検討しております。新規建設する可燃ごみ処理施設のごみ処理方式については、焼却、焼却プラスアルファ、RDF、好気性発酵乾燥の中から、今年度施設組合において検討していく予定です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川 亮君）

現在のクリーンセンターのRDF処理施設についての継続利用については排除されてあるわけでしょ。4つありましたよね。ごみ処理は、今後の可燃ごみ処理方法については4つ上げられました。そのうちの2番、可燃ごみ処理施設の新規建設と言われましたけども、新規建設でもRDFも入っているんですか。今町長言われ、幾つかこう言われましたけど、燃焼方式とRDFと燃焼方式プラスアルファと、RDFともう一つ、何か言われていましたけど、RDFも入っているんですか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

可燃ごみの処理方法ではRDFを継続するというにはなっておりません。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

町長に先ほどお尋ねしたのが、2番の可燃ごみ処理施設の新規建設って言われましたよね。その新規建設の処理方法の方式についてはどういう方式の処理施設をつくるんですかって聞いたら、なんか幾つか挙げられましたので、その中から決めますみたいな話だったと思うんですけども、その処理方法をどうするんですか。もう一度ちょっとお答えください。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。行政報告の中で建設の方法として、1番2番3番4番のうち、2番というところで報告をさせていただいて、今処理方式の中で、焼却、焼却プラスアルファ、それとRDF、好気性発酵乾燥という、4つの中で処理方式を検討しているところで説明をさせていただいているんですけども、先ほど宇田川議員おっしゃるように、現施設を建て替えないということであれば、RDFというのはもうないんじゃないかという質問だったかと思いますが、まだ検討材料としてはRDFっていうのも、残ってはございます。当然、メリットデメリットもございますので、その中で、例えば順位は下のほうかもしれませんが、まだ検討の中には残っている状況ではございます。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

分かりました。それはいつ頃決められる予定なんでしょうか。いつ頃までにとかいうのがあれば教えてください。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。今施設組合のほうでは、今年度中に検討をしていきたいということで考えています。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

分かりました。それから3つ目に、行政報告の中で環境省へ要望に行ったという報告もされていましたが、その内容と回答について簡潔にお答え頂きたいと思えます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

5月22日に施設組合として環境省のほうに訪問いたしまして、要望活動を行ってまいりました。環境省では交付金制度の改善に関する要望として、循環型社会形成推進交付金に関する要望及び廃棄物処理施設の維持管理に係る支援制度の創設に関する要望を行いました。また今年度申請を予定している循環型社会形成推進交付金に対する特段の配慮及び有利な財源の確保に対する情報共有等を要望してまいりました。しかしながら、なかなか環境省のほうの回答も厳しいものがありました。特に交付対象範囲として廃止施設の解体や、施設造成を含む周辺整備工事も含めてほしいというような要望も行いましたけども、なかなかすぐに回答があるという状況ではありませんでした。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

これ本当、さっき冒頭にも言いましたけども、住民生活の根幹に関わる問題ですので、慎重かつ迅速に進めて頂きたいというふうに思います。

次に、最後に行きます。町内業者の育成についてです。平成13年、2001年になります。23年前ですけども、6月議会において、町内業者の育成と経営の安定、町内労働者の雇用の確保のための陳情が全会一致で採択され、町に送付されております。この時点では、石炭六法の期限切れを間近に控え、大規模工事である下水道工事を、ゼネコンと町内業者とのJVにより、平成9年より発注していた時期でもあります。この間、本町では、大規模工事として、鞍手病院が建設され、現在では新庁舎建設及び中央公民館の大規模改修工事が行われています。そこでお尋ねですが、それぞれのそれぞれに係る、町内業者への発注や下請等の額と割合をお聞かせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。まず、回答に当たりましては、それぞれの事業における工事性質の事業費に対する町内事業者への発注額の割合をお答えさせていただきます。なお、くからて病院の新病院建設につきましては、発注者はくからて病院であるため、町に権限はありませんが、参考としてお答えをさせていただきます。一方で、町内事業者が下請に入られているケースにつきましては、発注額が把握できませんので、その分は積算から除外しております。それではそれぞれの事業別に答弁をさせていただきます。

くからて病院移転事業につきましては、関連工事を含む事業費総額が約63億円、そのうち、町内事業者への発注割合は約3.7%、額にして約2.3億円です。

次に庁舎等建設事業につきましては、関連工事を含む事業費総額が約49億円、そのうち、町内事業者への発注割合は約11.6%、額にして約5.7億円です。

最後に中央公民館大規模改修事業につきましては、関連工事を含む事業費総額が約3.7億円、そのうち町内事業者への発注割合は約83.8%、額にして約3.1億円です。全体で申し上げますと全体の事業費総額が約116億円、そのうち町内事業者への発注割合は約9.5%、額にして11億円となっております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川 亮君)

ありがとうございます。

次に、小学校統合に向けて、総予算として80億円以上かかるとされておりますが、町内業者の育成と町内の経済活性化のためにも極力町内業者にも仕事を発注すべきだというふうにも考えますが、町長の考えをお聞かせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

今回の小学校統合整備事業では、期限内の完工を第一の目的として、設計施工一括発注、いわゆる、デザインビルド方式を採用して発注を進めております。したがって設計から工事までの設計から工事の完了までの全体を一括して発注することになりますので、病院や庁舎のときのように解体工事や造成工事を分離して発注することはできません。ご質問の趣旨につきましては、公共事業の担う役割の一つとして私も理解しておりますし、これまでも可能な案件としては、その考えを念頭に置き、発注を行ってきております。今回のケースにおいては、町内業者が参画される手法として下請しかないものと考えられますが、下請の発注権限は発注者にありますので、町としましては契約協議等の中でなるべく町内事業者が参画できるようお願いをしていくことになると思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川 亮君)

町の1年間の予算を超えるような額なんですよね小学校統合については、もちろん期限内にやらないといけない。80数億もかかるわけだからですね。そのうちに町内業者に、デザインビルド方式の一括発注になるとはいえ、町内業者に仕事が回ってこないっていうのが本当にあっているんだろうかというふうに思うわけですよ。3月の予算議会のときに、課長にもこのことについては質問させていただきましたから検討させていただく余地はあるというようなお答えだったと思うんですけども、その点については何か検討されたんでしょうか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

#### ○管財課長(石田正樹君)

お答えをいたします。発注業務を担当している部署が管財課でございますので、私からお答えさせていただきます。3月の予算特別委員会の中で宇田川議員から同様の質問があったことは承知をしております。その際、教育課長の答弁としましては、検討しますということでお答えをしたと思います。また、その流れの中の質問に対する答弁のほうで私のほうから、今回、この小学校の統合事業については、全体として発注していく必要があるため、下請の方法ぐらいしかないのではないか、というようなお答えもさせていただいております。先ほど町長のほうからお答えをしましたように、繰り返になりますけれども、今回のケースにつきましては、やはり期限内、令和10年4月開校というのが絶対条件でございましたことから、デザインビルド方式を採用したという経緯がございます。これが期限がない、例えば庁舎、ある程度の期限目安はあるにしても期限を柔軟に対応できる工事については、多分、デザインビルド方式というのは採用しておりませんでした。なかったと思います。ですので、そういった考え方からして今回採ったケースがデザインビルド方式ということになりますので、なかなかそういった工事を分離して発注するというのが今難しい状況だということでございます。それから下請につきましては当然これから事業者が決まりましたら、契約協議それから設計に入っていくこととなります。当然その中で町内事業者、建設業だけではございません。製造業の部材を使うということも、下請としては考えられますので、そういったことも含めて町の企業さんがこの事業に参画できるように発注担当課としては協議を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川 亮君)

小学校統合するときに、今回デザインビルド方式でいきますと、そのメリットは色々言われました。先ほど課長言われたような、期限が切れるとか、これ以上、工事費が増えないだとか、一括の発注になるので、そこを任せとけば大丈夫だというようなメリット大分言われましたけれども、私も聞くの忘れていましたけど、町内業者への発注という

デメリットがありましたね。でもここはちょっと補えるようにぜひ新しく決まった業者に対しては、極力やっぱり町の方針としても町内業者の育成というのがあるわけですから、そこは極力お願いするという形にしかならないかと思えますけども、そこはお願いします。それと、現在の統合小学校以外で、今度また、例えばどっかの公共施設を崩すだとか、色々改修するとかいうことがあれば、町内業者にできることがあるんやったら、ぜひ優先して発注なりをやっていただくように要望したいと思いますが、最後にもう一度答弁をお願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども答弁しましたように、宇田川議員の質問の趣旨は十分に理解をしております。可能な案件につきましては当然ながら宇田川議員が言われたようなことを、念頭に置いて発注をしていくということになると思います。

○議長(的野信之君)

以上で、宇田川 亮議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

○事務局長(武谷朋視君)

14時25分から再開します。

—— 休憩 14時14分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時24分 ——

○議長(的野信之君)

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番(野口美恵子君)

5番。では通告に従いまして一般質問いたします。消滅可能性があるとして分類された件に関してです。消滅可能性があるとして分類された件なんですけれども、民間有識者などでつくる人口戦略会議が4月24日に公表した報告書で、県内60市町村のうち、筑豊や京築地域などの8市町村が、将来的に消滅可能性があるとして分類されました。福岡市近郊

を中心に9市町が持続可能性が高いとされ、13市町村は10年前から改善しております。今回の報道で、町民の方々から、子ども達が町外から町内に転居してきましたが大丈夫ですか。不安なのでどうにか将来なりませんか。どうにかしてくださいっていう声を何人かから聞いております。それで、今後具体的に何か対策を講じているのかお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

平成26年に、民間組織である日本創成会議が、消滅可能性都市を公表したことを契機として、国を挙げて地方創生の取組が始まりました。消滅可能性都市は出産の中心世代である20代、30代の女性の人口が30年後にどうなるかに着目したもので、平成26年に公表された予測値としては、68.1%減少するというものでした。鞍手町はそのランキングにおいて福岡県内ワーストワンとされました。その後町は、定住促進奨励金交付事業や子ども医療費の無償化を初めとした人口減少対策に取り組んできたところです。消滅可能性都市の公表から10年経過した令和6年4月、先ほど野口議員が言われました民間組織である人口戦略会議が公表した地方自治体持続可能性分析レポートにおいては、消滅可能性について福岡県内ワースト8まで順位が下がり回復しました。30年後の20代、30代女性の人口は50.5%減るとされています。この予測値が50%の減少となる場合に消滅の可能性があるとされておりますので、僅かに消滅可能性都市からの脱却には至りませんでした。この10年間で17.6%の改善が見られ、改善幅は県内でも15番目となる大幅なものとなりました。これはこれまでの取組の成果が徐々にあらわれてきたものであると認識しておりますので、引き続き人口減少対策の取組を推進していきたいと考えております。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

#### ○5番（野口美恵子君）

ワーストワンから10年たって、少し良くなったということなんですけれども、また今後こういう調査で現在持続、10年前から改善しているところも、決して油断はできないという状況だということは聞いておりますけれども、今後、消滅可能性のある市町村より脱却を図らないといけませんので、今後の取組に期待して、また、持続して色々な政策を行って頂きたいと思います。これ以上悪くならないように私も期待しておりますので、今後、継続して、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

#### ○議長（的野信之君）

野口議員、答弁はよろしいですか。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

#### ○5番（野口美恵子君）

はい。

○議長（的野信之君）

以上で、野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

12番。通告に従いまして質問いたします。最初に、自衛隊への個人情報の提供についてでございますが、5月末を締切りとして申請受理されました自衛隊への個人情報の提供除外申請につきましてお尋ねいたします。申請者は何人でありましたでしょうか、男女別。年齢別にお知らせください。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。5月末までの除外申請者数ですが、今年度22歳になる男性の方1名、女性の方1名の合計2名です。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

22歳の男性1人女性1人ということでございますね。非常に少ないと。これは果たして周知徹底していたのであろうかという疑問を持ちますけれども、その前に自衛隊からはどのような内容の依頼がいつ届きましたか。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。令和6年4月25日付けの文書にて、自衛隊法第97条及び同施行例第120条の規定に基づいた住民基本情報の提供依頼がありました。請求に係る住民の範囲は、平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方、今年度18歳になる方及び平成14年4月2日から平成15年4月1日、今年度22歳になる方の氏名、生年月日、性別、住所です。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

締切りはいつになっておりましたか。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。締切りにつきましては、相互調整によって決めるということにな

っております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

まだ決まっていないというわけですね。なのに、令和6年度は何人分の個人情報を提供されることになっておりますか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。自衛隊からの依頼により情報提供を行った者の数は、今年度18歳になる方が男性64名、女性58名の計122名、今年度22歳になる方が男性58名、女性55名の計113名です。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

随分たくさんの方の情報が提供されるわけですが、この件につきまして3月議会では、この制度について広く町民に周知されるよう適切な措置を講じると町長は答弁されております。広く住民に周知できたとお考えでございましょうか、お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。令和6年2月22日に鞍手町自衛官等募集対象者情報の外部提供に関する事務処理要綱を施行後、広報、ホームページでの周知のほか、役場内にポスターの掲示も行いました。本町での周知が十分であったかどうかは判断できませんが、近隣市町の動向を確認した際には、除外申請を受け付けてはいるが、申請が0件という市町もございました。ある程度の周知の効果はあったかと思われれます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

最初に3月の広報紙には一切載ってなかった。そのときにもう既にホームページでは、情報を流しておるかということでございましたけれども、このホームページに流しているといっても、QRコードがついているわけではないので、登録された方しか、アクセスできませんよね。今お尋ねしましても、今年度18歳になられる方については1人も除外申請の方がいらっしゃらなかったという状況です。まだいつ提出するかも決めてないということですから、4月、5月の2回だけではなくて、もう1回か2回か、ぎりぎりまで広報に載せて周知徹底を図るということもできたのではございませんか。お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。まず4月、5月の広報でということですが、2月22日に要綱を制定しまして、ホームページのほうは即時対応が可能なんですけども、広報につきましては、校正等ございますので2月22日の施行では、3月号には間に合いませんでした。6月以降の広報への周知ということなんですけども、今回の要綱におきまして、除外申請の時期が4月1日から5月末日としておりますので、この要綱除外の申請の受け付け自体が5月末までしかできませんので、6月以降は広報に載せておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

いろいろ聞きましても、やっぱり広く住民に周知できていないという事実が分かると思います。それまでなかったことを新しく始めるというときにカラーでもない、僅か10センチ四方の記事を2回載せるだけ。これで周知するはずがありません。しかしこれは、情報提供される個人にとっては重大なことなんで、本当は申請したかったけど知らなかった情報が届かなかったから自衛隊に自分の個人情報提出されてしまった。こういうことでもあるわけですね。ここら辺は、やっぱり十分考えていただきたいと思いますが、ついでに現在、いつも聞いていることなんですけど、町の広報の配布率、何%の世帯に配布されているのか。また、ホームページのことが言われますけれども、これはQRコードがない以上、アクセス登録しないとできないんじゃないでしょうかね。このホームページへのアクセス登録者数、今回は18歳も対象ですから、少なくとも17歳以上の方がということなんですけれども、町民の中の何%の方が、このアクセス登録者となっていられるのか、その率を教えてくださいたいと思いますがいかがでしょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

#### ○住民環境課長(大村俊夫君)

まず広報の配布についてですが、広報の配布数につきましては、5月広報の実績として、4,500部へ配布をしております。この広報の入り配布率につきましては、配布した4,500部には、区長を通じて世帯に配布したものに、中央公民館や郵便局窓口などの公共施設に配架したものも含まれております。また、配布率の分母となるであろう世帯数につきましては、世帯数の中には、2世帯住宅にお住まいの方や施設に単身で入所されている方等が含まれておりますので、配布率を出すことができません。次にホームページのアクセス数になりますが、令和6年3月1日から自衛官等募集事務に係る対象情報の提供について、ホームページに掲載して以降、自衛官等募集事務に係る対象情報の提供についてのページにアクセスされた件数が6月5日現在で、170件のアクセスがあってございます。この170件のアクセスにつきましては、町内の方か町外の方かも分かりませんし、同じ方が何度もアクセスすることもございますので、アクセス率を出すことができません。なおホームページの閲覧に関しては、登録なしで閲覧できますので、どなたでも自由に閲覧できます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ただこの記事についてのアクセスっていうのは、あれですね、やっぱりQRコードを確認できた方だけができたんじゃないでしょうかね。それはいいとしますが、とにかくですね、非常に、周知徹底の期間が短くて、周知徹底していない、その結果がこの申請者の数にあらわれていると思います。今後、こういう取組について、もっと周知徹底するような期間と対策、方法これをぜひお願いしたいと思うところでございます。

次の質問でございますが、昨年12月議会の折り町長は、近隣市町におきましても、次年度より情報提供除外の手続を始めるところもあるようなので、鞍手町も検討しておりますと答弁されました。今日に至ったわけですけれども、町長が把握されております近隣市町の動向について情報お持ちでしたらお知らせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

直販地区及び近隣市町の情報提供の方法等情報提供除外の対応の有無について動向を確認いたしました。直方市は住民基本台帳の閲覧で対応しています。住民基本台帳の閲覧に当たり、住民の求めに応じ、情報提供除外の対応をされていますが、今年度の除外申請は0件とのことです。宮若市は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。小竹町は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じ情報提供の除外の対応をされていますが、今年度の除外申請は0件とのことです。中間市は住民基本台帳の閲覧で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。遠賀町は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。宗像市は住民基本台帳の閲覧で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。北九州市は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応をされていますが、今年度の除外申請件数は把握できていませんでした。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そういう状況ではありますね。近隣の直方市のほかに飯塚市も閲覧のみですね。それから水巻町、芦屋町、桂川町等です。住民基本台帳の情報の閲覧のみで名簿の提供は行っておりません。そのときにも私申し上げましたけれども、筑後市は2011年から10年間、市長判断で名簿の提供が行われておりましたところ、市民からの告発を契機にして、行政審査会の意見によって、2021年から名簿提供や取りやめておられます。またその近隣の太宰府市でも、昨年8月までは除外申請手続のみで名簿が提供されておりましたが、今年度は名簿提供が中止されました。また、このような動きのほかに、12月議会の折にも申しましたけれども、昨年、奈良市の現役の高校生が、若者の個人情報

報を自衛隊に渡さない裁判の原告になりまして、その後、自衛隊名簿を提供違憲訴訟へと進展しております。このように状況は、本来あるべき個人情報の保護へと向かっていると云わざるを得ないと思うところがございます。そのような流れの中で、町長は来年度から今回の周知徹底しなかった状況等も含めまして、来年度からどのような対応をなさるつもりでございましょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

自衛隊法第97条及び同法施行令第120条に基づいた資料提供につきましては、今後も引き続き自衛隊への提供を希望しない人を除いた上で依頼に応じていく予定です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

私はやっぱり少なくとも、鞍手町の若者個人情報の保護のために、直方方式、名簿は提出せず、住民基本台帳の閲覧についての除外申請を受け付けて、若者の個人情報の保護、守ることを徹底していただくよう町長に今後お願いいたしまして、この件についての質問は終わりたいと思います。

次に、鞍手中学校で行われている夢事業について、教育長にお尋ねいたします。夢授業、実際の内容、概要はどういうものでございましょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

具体的な内容につきましては、1年生対象で3学期に実施するようしております。時間は2時間で、具体的内容といたしまして職業人による講話をしております。昨年度は職業人27名、そして4回生徒たちは話を聞くことができております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

この夢事業の目的は何であるか、どういう意味があるとお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

生徒一人一人の社会的職業的自立に向け必要となる能力や態度を育てる目的のキャリア教育の一環で、中学1年生の3学期に職業人インタビューの中で取り組んでいる学校行事です。生徒の職業感を芽生えさせ、将来への希望を持たせることで、日々の学習や生活全てにおいて生きがいをつくる。また社会は多種多様な職業で成り立っていることを知ることで、社会への感謝の気持ちを芽生えさせる意義があります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

私も若い人たちがそういう社会でこの地域を支えるために日々頑張っている方のお話を直接聞くことができる、これは非常に意義あることだと思っておりますが、ちょっと一部、疑問に感じる点があるのでございます。この夢事業の運営主体はどういう団体でございましょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

夢事業の運営の主体は北九州市にあるキャリア教育研究会で、この全ての活動はボランティアで運営されています。鞍手中学校では、職業調べや職業人との触れ合いを通して、将来の夢や憧れを抱くため、職業人インタビューを以前から実施していましたが、夢事業があることを知ったので、令和元年から職業人インタビューの一環として取り組んでおります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

この夢事業の実施に至るまでの取組の経過をお尋ねいたします。どういう段階を踏んで実施し移っているのかお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

中学校の学校行事で3学期にございますので、キャリア教育研究会と連絡をとっていきながら、日程、日時を決めて取り組むようになっております。先ほども申しましたが、鞍手中学校では令和元年から夢事業を活用しております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

昨年度の中学1年生の場合、22の業種の25人の方々が講師として参加されております。この講師の職種、それと講師の選定はどこがされるのでしょうか。学校でしょうか、運営団体でしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

職業業種の選択は、キャリア教育研究会のほうがしております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

そこにちょっと私は引っかかるものがあります。実は講師として2名の自衛官が参加されておりますね。この招聘の意義は、どういう点にございますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

意義といたしましては、色々な幅広い職業を調べるための意義があり、キャリア教育

研究会が招聘したものです。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

実は田川市でも行われておりますね。とある中学校に参加された自衛官の方の、名刺を見せていただきました。こう書いてあります。防衛省自衛隊福岡地方協力本部募集課募集班の一等空曹なになにと。こういう名刺でございました。ちょっとここが、しかも学校が選定するのではなく、運営団体が選考しているということなんですね。私はちょっとまたおかしいと思いますのが、ほかにもたくさん業者の方がいらっしゃるんですけど、農業の方が3名入っておられますね。私これ非常にいいと思います。私の近所でも後継者がなくて離農された方もあります。本当に後継ぎにね、困っていらっしゃる跡継の育成にですね。そして、今農業の食料自給率がね、38%ということなんですよ。だからこういう農業者の方とか、地域を支えていただく業種の方、こういう方がどんどんこれに参加していただいて、子ども達にこの地域を支えるために頑張る子ども達、これを今後、育てていかないといけない。さっき5番議員もそういうことの質問されておりましたけどね。もう、少子化でどんどん人口減っている。これを地元に戻して地元で頑張る子ども達、これを育てないといけない。そこに何で自衛官の方が、2名入っておられるのか。そういうことについてお尋ねしたいんですけども、自衛官の方が入っていらっしゃる意義ね。どういう点にあると教育長はお考えでございませうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

先ほども述べましたが、いろいろな幅広い職業を調べるという意義で入っていると思います。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

中学校の前に派出所がありますね。警察官が入っていません。やっぱり、どこに目が向いているのかと非常に疑問に感じます。今ね防衛費の増額になって、自衛隊がどんどん増やそうとしていらっしゃる。実は私ちょっと調べましたら、今異常な状態になっているんですよ。北海道の苫小牧市の中学生が自衛隊の体験事業に行って戦車によって記念撮影をしたとか、札幌市内の子ども食堂の利用者小学生、これが体験学習で自衛隊基地の見学をしているとか、新潟市では自衛官が小学校でキャリア教育をして全員に自衛官の募集カレンダーを配ったとか。埼玉県滑川市ですか、この中学校自衛官を講師に防災訓練をして、1年生に自衛官募集のチラシを配ったとか。また、宮城県では、高校の進路指導の先生たちを交通費、宿泊費、食費を支給して自衛隊の研修に案内しているとか。だから異常なことが全国で行われておりますね。もちろんですね、国防も大事です。大事ですけども、今一番大事なのは、やっぱり人口はどんどん流出して行って、消滅するかもしれないという危険の中で、子ども達が少なくなって後継者がなくなっ

て、食料自給の率も下がって維持できない。この中でいかに地域に残って地域を支える、そういう意欲を持った子ども達を育てるか、これは私たち町民にとっては1番大事なことだと思いますね。どうか、その点に教育長もお考えをおよぼしていただきましてね。学校として教育委員会として講師の選定を行っていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

いろいろな職業を全部集めればいいんですけども、なかなか日時等が合わずに、また、先生方もいろいろな事業をしているために、夢事業のほうに任せていただいております。しかしながら、なるべく夢事業のほうも、地元鞍手町で働く人を多く集めていただいで実施している状況でございます。子ども達にいろいろな職業を勉強させ、自分の将来夢を持たせ、目標を持たせ、勉学に励むという目的からも、今後とも、このようなやり方でやっていきたいというふうに考えております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

私はその考え方には反対です。なぜかという自衛官というのはね、他の職業とは本質的に違いますよ。どう違うか、教育長説明してください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

生活を支える手段としての職業の一つで、根本的な職業の相違はございません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

戦争に行かれたことないですね。自衛官っていうのは、兵士と同じ内容ですか今ね。だからね、賭命義務いざというときには命をかける義務が課せられておりますよ。武力行使への服従義務がありますよ。一旦有事の場合、私たちは逃げることができますが、自衛官は逃げることができません。最前線に出ていかなきゃいけない、そういう決定的な違いがあるのですよ。憲法9条のある我が国の公教育の場において。私は地元を支える人々を差し置いて自衛官を2名、しかも募集課募集班の自衛官を講師として招聘する、それも学校の判断ではなくて、このボランティア団体の推薦によって受入れの形でね取り入れる。これはやるべきではないと私は思っています。やっぱり公教育の場です。憲法9条が生きてる日本です。そこら辺はですね、少なくとも公教育の場に、そういうものは、呼び込まないというね、毅然としたけじめ、先ほど言いましたように、もう全国各地いろんなことが行っているんですよというのは分かりますよね。もう自衛官ずっと定員割れなんですよ。入隊してもね40%がどんどんやめていく。もう訓練した費用がね、もう掛け捨てになってね、それは大変だ。だからもう全国でもう子ども達はみんな自衛隊に入らしたいというような、そういう勢いでね先ほど申しましたように、

子ども食堂の利用の小学生を自衛隊基地に見学に連れて行くとかいうのは異常なことが行っているんですよ。少なくとも、鞍手町の公教育の場で憲法9条のあるこの日本の公教育の場でね、自衛官については、進まないけれども、この中には入っていただかないと。そういうけじめをつけていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

よく職業に貴賤なしというふうな言葉もありますし、憲法第22条には、職業選択の自由というのがございます。子ども達は職業を選択する自由があるわけですから、いろいろな職業のことを知って、そして自らが判断すればいいことだというふうに考えております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

中学1年生というのはね。13歳前後です。社会的な経験も乏しく、知識も乏しい、その人たちに自衛隊の自衛官の良いところだけを宣伝して格好いい仕事だというふうに公教育の場で、ボランティア団体の推薦によってね、それを行うということ。これはけじめがつかないと、そういうことだと私は思います。やっぱり教育についての責任は、校長、教育委員会公助そこら辺がしっかりと足を踏ん張ってですね、けじめをつける。そういうことが今のような、子どもは全部自衛隊に持っていきたいというような、そういう状況があるわけですから、一生懸命になっている。そういう人たちは進まないけれども、ここに入ってきて頂かないように、こういうけじめをつけるべきときではないかと私は考えております。次の何か言ってもですね、なかなか押し問答になると思いますので、この問題はここで止めておきます。

○議長(的野信之君)

西藤議員。ただいまの発言は議員個人の心情としての発言と思われるので、したがって不適切と認めますので、ここで注意しておきます。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ないですよ。憲法9条生きていますよ。日本は、だから、自衛隊は実質軍隊になっているから、憲法を変えなきゃいけない。変えなきゃいけないって焦っているんじゃないですか。私はその注意はおかしいと思います。

○議長(的野信之君)

一応注意してください。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

はい。

次の質問に移らせていただいでよろしゅうございましょうか。それでは次の質問に移ります。発がん性等、有害な有機フッ素化合物、非常に問題になっておりますPFASですね。その中にはPFOSとかPFOAとかいろいろ含まれておりますが、その総称がPFASであります。これについてお尋ねいたします。私この質問について、色々調べてきたんですよ。ところが通告を済ませた後の9日の早朝にね。昨年4月10日に放映されましたNHKのクローズアップ現代、追跡PFAS汚染、暮らしに迫る化学物質の第1弾。これは昨年の4月10日に放映されたのですが、この再放映がありました。私はそれを見ましてね、もう私が知らなかったことは全部ここに書いて出ています、こう思ったわけであります。そして第2弾が、明後日の12日7時半ですかね、NHKのクローズアップ現代を放映するという予告もありました。見ていただければ緊急性が分かると思います。私は今日は、第1弾の放映の中にありました鞍手町が関連するかもしれない部分だけをちょっと紹介しながら、質問をしたいと思っております。放映によりますとね、環境省が調べたところ、西日本から東日本に及ぶ各地の河川や地下水から国の数値を大きく超えている場所が次々と見つかり、その地点は139か所に上ったということでした。その中で色々出てきました。いや、大変な事がね。私は特に印象に残りましたが、大阪府の摂津市の問題です。この大阪府の調査では、市内の水路や井戸などで、国の決めた値を大幅に超えるPFASが検出されたと。そして、主な汚染源としては考えられているのは、もう番組の中では具体的な企業名が出ていますけど、色々ありますので、ここでは企業名は伏せておきますけれども、主な汚染源と考えられているのが、空調機器の大手メーカーX社。そのX社が地元市議会に提出した資料というのでも出てきました。そして、その工場では、有害性が指摘されるPFASの1つを、過去に製造していた、そして2012年までにそれを中止したということを行っている。その後の対策について、NHKの取材班が取材をしましたところ、その企業はNHKの取材に対して、こう答えたそうです。国の値を超える濃度の地下水が敷地外に流出しないように費用をかけて遮水壁、水が流れないようにする壁の設置などに取り組んでおりますと回答したそうです。これが放映内容など、ちょっとここに、私が、この次の質問に関係があると思って紹介した部分でございましてけれども、それで質問いたします。1番、鞍手町の上水道の水質検査でPFASの中でPFOS、PFOAの検査がなされております。今回の数値の意味するところについてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えいたします。有機フッ素化合物の1つでありますPFOS、PFOAにつきま

しては、国が2つの物質の合算値で水1リットル当たり50ナノグラム以下という暫定の目標値を定めております。これに対しまして、本町浄水場では、検査結果が、1リットル当たり5ナノグラム以下となっており、暫定目標値を下回っております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

近隣のところも聞かれましたところ、皆さんねこういう値なんですね。そういう意味するところを聞きましたが、この検査の開始年月日、開始の理由についてお尋ねいたします。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。この検査につきましては、令和3年度から行っております。開始の理由につきましては、このPFOS、PFOAが国が、令和2年4月1日に水質管理目標設定項目という項目を設定したために、うちのほうは翌年度の令和3年度から実施しているところでございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そういうことなんですよ。結局、急激に問題になったから、国としてもこれを、上水道の水質検査に入れなければならないということですね。令和3年から、国の方針が決まって、鞍手町では令和3年から廃止されたと。近隣の市町村も大体そういうことです。

次に聞きますが、検査回数、それから検査の委託先、委託先の1回当たりの委託料はいかがでございましょうか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。検査回数は年1回、毎年12月に実施しております。それから委託先につきましては、公益財団法人北九州生活科学センター、1回の委託料につきましては消費税込みで3万8,500円となっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私が課長から頂きました資料によりますと、このPFOS、PFOAこの2つについては、令和4年の12月23日と令和5年度10月22日で、場所が違いますよね。令和4年のほうは、荒五郎排水池系の給水栓と、もう一つの令和5年のほうは、違うところの配水池系ですね。だから、これ別のところ言えば2年に1回の検査ということになるんですか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。浄水処理は水を作る工程が2工程でございます。その工程を年に1回、交互に検査をしているところでございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

年に1回交互ということは、1か所については2年に1回ということになるんですかね。分かりました。これについてちょっとね。ほかの近隣のところの人たち私が資料が手に入ったところしますとね。ちゃんと毎回毎年あるんですよ。だからちょっとこれとても高いからこういうことになったのかなと思ってちょっと委託料も聞いたんですけどね。やっぱり後でまた質問しますので、これはほかの自治体が毎年ね、取水工もしているらっしゃるのであれば、鞍手もしてもらったほうがいいんじゃないかちょっと後で質問しますのでね、と思うわけでございますが、この先ほどお答え頂きました。基準値ね、検査結果は基準値以内であるから、50ナノグラムパーリットルですかね、ということですけども。これについても、このクローズアップ現代でも言っていましたが、まだ研究の成果がそこまで達してないから、決定的なことは言えないけれども、アメリカは、両方とも4ナノグラムに新しく規制を変えたそうです。日本の場合は両方合わせて50ナノグラムですね。だから、動きとしてはもっと厳しく、もっと少ない量でも検査して明らかにしようという流れがあるということは分かります。それから、この検査について北九州生活科学センターですけど、本当は、PFOSについては2.5ナノグラムまで検査できるんだけど、福岡県はそこまで検査求めてない。50ナノグラム以下であれば良いということだからね、そういうことになってんだそうです。ですがやっぱりここは、アメリカが4ナノグラムになったというふうな動きがあるならばね、やっぱり検査できるなら2.5ナノグラムまで正確に検査していただいたほうがいいのではないかという感じがしますが、これは今後の課題でございます。

次の質問に移らせていただきますが、PFASの製造販売企業が鞍手町に存在すること認識はございますか。

(産業振興課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長(柴田隆臣君)

お答えをいたします。PFASとは、有機フッ素化合物の総称でございまして、広範な化学物質のグループを指します。その種類は1万種類以上とされておりますが、それらを製造、販売している町内企業につきまして、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所及び県庁環境保全課に問合せをいたしました。確認することができませんでした。また、県より法令に基づく化学物質排出量等の届出を確認するよう助言がありましたことから、環境省公式ホームページを確認いたしました。町内企業を特定することはできませんでした。以上でございます。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私は、ちょっと情報として伝わってきたこととしましてはね、その企業が2024年、今年中に町外に移行するという情報も得ております。そしてこの企業は50年以上鞍手町で操業しているわけです。そういう企業があるとすれば、町として地下水の検査をする必要はございませんでしょうか、お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。恐らくそういった場合、水質汚濁法の範疇になるのかなとは思いますが、町のほうで地下水の水質の検査をするようなことは決められておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

大阪府の摂津市の場合は、住民の血中濃度、これが異常な数値がたくさん確認されておりますね。ですから私は、地下水、また地下水を生活用水に使ってある方があるかもしれない人たちね。だからそういう地下水をぜひ調べてほしいし、そういう、そこに近くに住んでいらっしゃる方の、この血液検査をしてほしいなと思うんですけれどもね。これは今後の課題としておきます。

最後の質問でございます。公共の入浴施設の確保についてです。住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるための交流の場として、入浴施設の、ぜひという声がたくさん寄せられております。この件につきまして、町長の見解をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

高齢者の方が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、これは介護予防事業において、高齢者の交流の場として町内5か所の公民館を利用して、通いの場を開設しております。また、通いの場におきましては高齢者の心身機能の維持のため、運動教室等を実施しているところです。ご質問の公共の入浴施設の確保についてですが、当町におきましては入浴施設はありませんので、新たに建設する際には多額の費用を要するため、入浴施設を建設する考えはありません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

とにかく非常に切実な声が寄せられております。最悪の場合でも、近隣の入浴施設について、町として責任を持って送迎して利用できるような、そういう形でも、考えていただいたらと思っております。このことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（的野信之君）

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終了しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 15時18分 —